

対象リフォーム工事とは・・・

対象リフォーム工事

- 1 交付の対象となるリフォーム工事は、(1)から(2)のいずれかに該当する工事とする。
 - (1) 住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）工事
 - (2) 住宅等の一部を増築又は改築する工事。ただし、増築、改築部分の床面積が増築、改築後の既存部分の床面積を超える工事を除く。

- 2 次に掲げる工事に要する費用については、補助対象としない。
 - (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
 - (2) 新築工事
 - (3) 建物の解体、除却、シロアリ駆除のみを行う工事
 - (4) 公共下水道接続又は合併式浄化槽の設置工事
 - (5) 太陽光発電設備の設置工事
 - (6) 庭園・造園、修景施設、門・塀・柵、カーポート、外構等の屋外工事
 - (7) カーテン（カーテンレール）又はそれと同等のもの、家具、書庫、OA機器等の購入、設置
 - (8) CATV（有線放送）、インターネットの配線設置・更新・修繕工事
 - (9) ルームエアコンの設置・更新・修繕工事（埋め込み型のルームエアコンで、壁や天井の改修を伴う工事は除く）
 - (10) 屋外広告物等の設置・更新・修繕工事
 - (11) 点検、清掃、消耗品の交換・故障修理
 - (12) その他の国の補助制度を利用する場合等で、知事が対象リフォーム工事に含めることが適当でないとする工事及び補助金の交付に含めることが適当でないとする費用